

第8期大田区男女共同参画推進プランを策定しました

基本理念

誰もが認め合い、笑顔つながるまち おおた
～おおたの男女共同参画社会をめざして～

- I. 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます
- II. 誰もが活躍できる環境づくりを応援します
- III. 女性の活躍で地域力を向上します
- IV. 地域と協働して計画を進めます



大田区公式PRキャラクター

はねびよん

【お問い合わせ】人権・男女平等推進課 電話：03-5744-1610 【大田区HP】 <https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/danjo/index.html>

◆ インフォメーション ◆

国の動き

第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～ (令和2年12月25日閣議決定)

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

第5次男女共同参画基本計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、男女共同参画社会の形成の促進を図っていきます。

- (1)男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- (2)男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- (3)仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- (4)あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1)新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2)人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3)人生100年時代の到来(女性の51.1%が90歳まで生存)
- (4)法律・制度の整備(働き方改革等)
- (5)デジタル化社会への対応(Society 5.0)
- (6)国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7)頻発する大規模災害(女性の視点からの防災)
- (8)ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

3 4つの政策領域

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

【内閣府男女共同参画局】 https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html

